

自治基本条例の浸透に向けた提言

～ 市民が主体のまちづくりのために～

平成28年 8 月

厚木市自治基本条例推進委員会

はじめに

厚木市自治基本条例は、厚木市の最も尊重すべき条例として平成 22 年 12 月に制定され、今年で 6 年が経過しようとしている。当委員会は、条例制定の翌年、平成 23 年 7 月に設置された。これまでの間、条例第 38 条に基づき毎年の条例の運用状況の点検を 4 回行い、条例制定から 4 年目を迎えた平成 26 年度には条例第 39 条に基づき初めての条例の見直し（総点検）を行った。

毎年の運用状況の点検の結果、年度を重ねるごとに、条例の規定に関する取組が進み、行政運営の改善が進んでいる。また、条例の見直し（総点検）では、制定当時に込められた市民の思いを改めて思い返すことができ、更には規定の内容や解釈について課題を見つけることもできた。

今回、より一層自治基本条例をいかしたまちづくりを進めるために、これまでの運用状況の点検と 4 年に一度の見直しを踏まえ、その中で気付いた課題に対して、私たちがすべきことを提言としてまとめた。これまでの取組と併せて、更なる市民自治推進のために、今後の参考としていただければ幸いである。

平成 28 年 8 月

厚木市自治基本条例推進委員会

委員長 三田 哲夫

職務代理 池本 政信

委員 安藤 通

委員 出石 稔

委員 出雲 明子

委員 北風 純章

委員 清原 悠

委員 鷺谷 雅敏

委員 笹木 正敏

委員 滝 泰子

委員 西村 恵二

(委員は 50 音順)

1 検討経過

昨年度、委員会として3期目の任期を迎える際に前期の委員会からの提案で、当委員会の新たな役割として、自治基本条例の基本原則の一つである市民自治を推進するために市に対して提言を行うことを検討すべし、というものがあった。それを受けて、まずは当委員会の本質的な役割である毎年の運用状況の点検を行い、その中で各委員が気付いた規定上あるいは運営上の課題をテーマとして設定し、提言を行うこととなった。テーマの検討においては、自治基本条例制定から6年が経過しようとしている今、市で最も尊重すべき条例であると規定されているにも関わらず、その存在並びに規定内容について市民への浸透が十分に図られていないのではないか、という根本的な課題に改めて向き合うことが重要であるという意見が多数出された。そこで、「自治基本条例を市民に浸透させるにはどうすべきか」をテーマに提言を行うこととし、平成27年12月から、計6回の委員会で議論を重ね提言としてまとめた。

2 提言の内容

提言をまとめるに当たって、最初に自治基本条例を市民に周知するために行うべき取組について各委員から意見を出し合った。続いて、出された意見の具体的な手法についての検討を行い、最後にその手法を効果的に行うためにどうすべ

きかについて議論を行った。段階を踏んで議論を進める中で、各委員から様々な意見が出された。これらの意見を分類すると大きく3つの内容に分けることができたため、本提言は3つの柱を立てて構成することとした。

○ 提言の3つの柱

- 1 継続的な周知活動の実施
- 2 協働事業の実施
- 3 改正を視野に入れた自治基本条例の見直し作業の実施

なお、取組の具体例は議論の中で、委員から提案されたものであり、取組の参考にしていただきたい。

1 継続的な周知活動の実施

自治基本条例の規定内容は、それ自体は決して難しいものではない。しかし、市民生活の中では、市民が条例の規定を読み、そしてその趣旨を理解する機会はほとんどない。そうしたことから、市民への周知を行うためには広く市民が条例に触れる機会を創出すること、かつ継続的に行うことが必要である。そして市民の意識に訴えかけるためには、自治基本条例制定の成果を、これまでの取組の結果である行政運営の変化や、市民生活の変化を、具体的かつ論理立てて、分かりやすく伝えることが必要である。

また、継続的な取組としてもう一つ重要なものとして、第8条に規定するように「次代の社会の担い手」となる子ども達への働きかけを行っていくことも必要である。

● 具体的な取組例

自治基本条例制定の効果を分かりやすく市民に伝えるリーフレットの作成

市民が集まる場所での周知活動の実施

広報あつぎ、SNS等のICT（情報通信技術）を活用した周知

子ども向けリーフレット、子ども版自治基本条例の作成

2 協働事業の実施

自治基本条例制定から6年が経過し、第34条に規定する地区市民自治推進組織の取組も始まっているが、制定当時に実施した市民説明会等に参加した自治会役員のほとんどが既に役職を退いている。平成23年度を最後に、自治基本条例フォーラム等の事業は実施されていないことから、自治会役員をはじめとした市民の、自治基本条例に対する認識は深まっていないといえる。

市民が、まちづくりの基本的なルールである自治基本条例について認識を深めるためには、自治基本条例を市民に対して強く印象付けるための取組を行うことが必要である。

なお、取組を行う際には、自治基本条例の基本理念である「協働による自治」を推進するため、市民、議会、市長等が、協働して実施することが重要である。

● 具体的な取組例

自治基本条例フォーラム（講演会、事例発表）の開催
自治基本条例を有する他の自治体との交流事業の実施
市民参加、市民協働に関する市民向け講座の実施
自治基本条例に関する議会との意見交換会の開催

3 改正を視野に入れた自治基本条例の見直し作業の実施

自治基本条例は、その内容がその時々为社会状況にふさわしいものでなくてはならない。しかし、制定から6年が経過し、少子高齢化及び人口減少が大きく進み、また、東日本大震災をはじめ大規模な災害が各地で発生している。そのことを受けて、地方創生、地域包括ケアシステムの構築、災害対策等、新たな自治体運営の課題も生じてきている。

このような社会状況の変化に、自治基本条例の規定内容が対応しているか否かを改めて検証するためには、平成30年度に予定されている次の見直しでは、意見交換会やパブリックコメント等の実施を通じて、多くの市民の参加を経て見直し作業を行うべきである。

そして、条例改正を視野に入れながら、多くの市民の参加を経て見直し作業を実施することで、そのことが改めて自治基本条例に基づいた厚木市のまちづくりについて市民が考える契機となり、更には多くの市民への浸透に繋がるものといえる。

- 具体的な取組例

自治基本条例の見直し時に、広く市民が意見交換をするための市民会議を設置

自治基本条例の見直し検討の前提として、改正の是非を含めた市民の多様な意見を聴く機会を実施

終わりに

この提言の3つの柱で述べた内容は、いずれも目新しいものではない。しかし、まちづくりの基本的なルールとして制定された自治基本条例を市民相互で共有し、市民が主体となったまちづくりを更に進めるためには、当たり前と思われることでも継続的かつ地道に、そして様々な方向からの働きかけを行うことが欠かせない。

3つの柱は、それぞれが独立するものではなく、相互に関連し作用することにより、市民への周知として相乗効果を生むことを期待している。